

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十七号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百六の項及び百七の項を次のように改める。

百六 及び 百七	削除

別表第一の百八の項中「第二十条第一項第六号」を「第二十条第一項第五号」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の百六及び百七の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。